

周室の衰頹：論説

著者	武藤, 虎太
雑誌名	龍南會雜誌
巻	50
ページ	1-11
発行年	1896-11-15
URL	http://hdl.handle.net/2298/4607

龍南會雜誌第五拾號

論說

周室の衰頹

教授 武藤 虎太

序論

嗚呼幽王禍に遭ひ、平王東に遷り、而して周道絶ゆ。抑も東遷の後を觀るに、周室式微、諸侯強大、朝覲の禮修らず、貢賦の職奉せず、號令出る所なく、賞罰加はる所無し。或は法を壞り紀を易へ、或は禮を變へ樂を亂り、君を弑し父を戕ふもの有り。國を攘み號を竊むもの有り。干戈相踵ぎ、戰亂四方に興る。凡そ中國の事、天下の政、諸侯之を行ひ、平王庸暗孝王を經、惠王に及ぶ迄、一も中興の君主無く、王室陵夷遂に又た振はず。綿々延々、朽索の六馬を御するが如く、戰國を經て遂に全く滅す。

大凡そ天下の事其起るや必ず原あり。故に曰く、天下の禍は其成るの日に成るに非ず、蓋し必ず由て來る所有りと。抑も周室幽厲の後全く萎靡收拾す可らざるに至るもの、豈に管幽厲の罪ならんや。其遠く之を啓くものは、更に武王成王の時に因す。但武王成王の當時君主既に創業を以て心とし、銳意治を求め、下に良相賢臣、勸獎誘掖、以て天下を率ゆ。亂是を以て起らず。一旦後王相繼ぐに及びては、漸く政に倦み、天下の事を以て一二寵臣に委ね、自ら深宮の裡に住ひ、宮妾と嬉戯す。嗚呼其れ幾何か禍の根幹たらざらんや。幽厲以後春秋の諸王多く皆然りとす。

抑も封建といひ、郡縣といふ、亦唯爲政の方略のみ。方略は器なり。器を用るものは人なり。操縦宜を得ば、善く之を利用するを得べし。一たび之を誤らんか、利器却て自ら害するに至る。蓋し井田の法、封建の政、務めて畫一に歸す。君聖に臣賢なれば、以て善く之を利用し得べきも、上下相遭はざるに至ては、却て睽乖滅裂を免れず。幽厲以後の王皆其禍を買ひしのみ。然らば則周室式微の源は、遠く既に先王之世に濫觴すと謂ふべし。然れども、管て之を以て武王成王の失政と爲すに非ず。幽厲以後其器を用ふる能はざりしを嘆ずるのみ。今先づ周室式微の遠因を繹ね、以て其近因に論及せん。

第一章 周室制度の弊

第一節 井田の法

周室井田の法、凡そ人生れて三十なれば、田百畝を受け、以て一家五口を食ふ。公田十畝、廬舎五畝、田一頃十五畝を成す。八家にして九頃、二十歩共に一井を爲す。廬舎内に在るは人を重するなり。公田之に次ぐは公を重するなり。私田外に在るは私を賤むなり。其義に曰く、蓋し風俗を同ふし、巧拙を合し、貨財を通じ、井に因り市を爲し、交易して退く、故に市井と稱すと。春秋井田記禮記王制には、更に士大夫との比較を爲し、以て過不及無きを期せり。

制農田百畝、百畝之分、上農夫食九人、其次食八人、其次食七人、其次食六人、下農夫食五人、庶人在官者、其祿以是爲差也、諸侯之下士視上農夫、祿足以代其耕也、中士倍下士、上士倍中士、下大夫倍上士、卿大夫祿君十卿祿、次國之卿三大夫祿、君十卿祿、小國之卿倍大夫祿、君十卿祿、

然れども山林川澤藪牧の地は、劃するに田地を以てす可らず。是に於て更に之が制を立つ。禮記王制疏

山林之地、九夫爲度、九度而當一井、藪澤之地九夫爲鳩、八鳩當一井、京陵之地、九夫爲辨、七辨而當

一井、淳鹵之地、九夫爲表、六表而當一井、瘠瘵之地、九夫爲數、五數而當一井、優豬之地、九夫爲規、四規而爲一井、原防之地、九夫爲町、三町而當三井、隰臯之地、九夫爲牧、二牧而當一井、衍沃之地、九夫爲井、賦法積四十五條山川坑岸三十六井、定出賦者九井、則千里之畿、地方百萬井、除山川坑岸三十六萬井、定出賦者六十四萬井、

夫れ斯の如く井田の制務めて公平均一過不及なきを期す。然れども翻て之を考ふるに、田畝林澤詳に精査し來らば、其間豈亦多少の肥瘠膏礪の差無らん。況や人に強弱長幼あり。其播種收穫する所遂に同きを得ざるべし。苟も律して之を一にせば、強者勉めず、弱者成を仰ぎ、貯畜の念起らず、生財の念生せず、而して國家民人の富強遂に望むべからざるなり。是故に明君賢相駕御宜を得ば。以て民人の劃一平等を期すべきも、一旦政綱弛むに及びて、豈能く久しく行はれんや。宜なり後世王莽一たび之を行はんと欲し、而して遂に其効を見ざりしや。

且つ周の初め井田の法を擴めて、更に天子諸侯の田畝を制定せり。禮記王制に、

天子之田方千里、公侯田方百里、伯七十里、子男五十里、不能五十里者、不合於天子附於諸侯、曰附庸、天子之三公之田視公侯、天子之卿視伯、天子之大夫視子男、天子之元子視附庸、

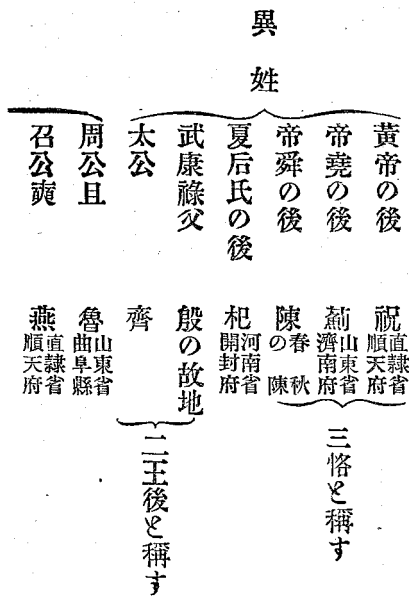
抑も天子の田を千里とし、公侯以下各其制を立て、自ら權力の平均を得せしめ、且つ天子の三公は公侯に視へ、天子の卿は伯に視ふが如き、大に王室と諸侯との權衡を保たしむるもの有りと雖も、我徳川幕府の外様譜第大名の制と畧相似たり然れども人に智愚賢不肖あり、且つ諸侯各世襲となり、幸にして明主を出せば、以て其配

下を治むべきも、一旦陪主政を執れば、政治錯亂、國家百難、是に於てか諸侯攻伐の事起る矣。當に諸侯のみならず、王室亂れ政綱弛むに從ては、虎視耽々、牙を嚙らし際を伺ふの諸侯は、蹶然起て之に投

す。而して天子諸侯相伐の事あり。是れ實に春秋初代の形勢にして、抑も亦此制度の後に、必ず生ずべき自然の結果なる哉。

第二節 封建の制

周室封建の制、其來る亦既に遠し。左傳昭公九年に曰く、文武成康之建母弟以藩屏周、亦其廢隊是爲、豈加弁髦而因以蔽之と。又曰く、昔武王克商、光有天下、其兄弟之國者十有五人、姬姓之國者四十年昭公廿八年傳と。又廿六年傳にも、昔武王克殷成王靖四方、康王息民、並建母弟以藩屏周とあり。抑も孟子言へることあり。周公相武王誅紂滅國五十と。蓋し當時殷紂の餘孽を絶ちしならん。然れども既に絶つての諸侯は、更に其後を補はざるべからず。既に服するの諸侯は、又之を撫綏せざる可らず。則ち親族同性を各地に封じて、以て王室の藩屏と爲し、功臣を擧げて之を登庸するは自然の勢なり。是に於て先王の後を立て、功臣諸侯を封せしもの甚だ多しとす。史記に據るに、其封疆大略左の如し。



三恪と稱す

同姓

康叔封武王之弟

衛

畢公高

畢陝西省
西安府

叔度武王之弟

蔡

叔孫鐸武王之弟

曹

叔鮮武王之弟

管

其他武王の時、同姓異姓の封せられたるもの亦頗る多からん。殊に周公の如き、成王に及びまで、王室の優遇頗る至れり。禮記明堂位に、

成王以周公爲有勳勞於天下、是以封周公於曲阜地、方百里革車千乘、命魯侯、世々祀周公以天子之禮とあり。斯て周公成王を助けて、吐哺握髮、常に心を政道に傾け。益々王室の藩屏を固くせんとせり。

左傳僖公廿四年に曰く、

昔周公弔二叔之不咸、故封建親戚以藩屏周管蔡邲霍魯衛毛聃郟雍滕畢原鄆郟文之昭也、邳晉應韓武之穆也、凡蔣刑茅胙祭周公之胤也

と。凡そ此廿六國固より一時の封する所に非ず。又盡く周公の爲す所に非るもの有らん。然れども封親の法は、實に周公の主として劃策する所。顧ふに周は西邊より起る。是を以て支那西部は、漸く澤王に露被するも、東南の地未だ王化に休せざるもの有らん。是に於て周公太公を東南齊魯に封じ、其他兄弟同姓を擧げて東南地方に封せしは、固より策の宜を得たるものと謂ふべし。春秋の際に至りては、凡そ二百二十四國を數ふ。今其主なる國都魯姓を左に擧ぐ。

國	魯	蔡	曹	滕	衛	鄭	吳	刑	祭	饒	晉	燕	虞	滑	荀	芮	郕	齊	秦	楚	宋	杞	紀		
姓	姬	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	
爵	侯	全	伯	侯	全	伯	子	侯	伯	公	侯	伯	全	全	侯	伯	子	侯	伯	子	公	子	伯	侯	
都	山東兗州府曲阜縣	河南、汝寧府上蔡縣	山東曹州府西四里有定陶	山東兗州府滕縣西南十五里有古滕城	衛輝府淇縣東北朝歌城	開封府新鄭縣東北宛陵城	蘇州平江府	直隸順德府刑臺縣	開封府東北十五里有祭伯城	河南開封府汜水縣東十里近祭陽縣	山西平陽府翼城縣	大興縣屬順天府	山西蒲州府解州古城在縣東北四十里	河南、河南府偃師縣二十里有緞氏縣	山西平陽府絳州城西十五里	陝西同州府朝邑縣	山東兗州府寧陽縣北有郕鄉城	青州府臨淄縣	岐豐之地	甯公徙平陽	荊州府江陵紀南城	河南歸德府商邱縣	山東兗州府雜縣	河南開封府	山東青州府壽光縣東南有紀城
		江南鳳陽府壽州		楚邱	帝邱今開州					西魏國河南府陝州	曲沃縣南							孝公徙咸陽							

梁	嬴伯	陝西同州府韓城縣
陳	媯侯	陳州
鄧	曼全	湖北襄陽府東北二十里有鄧城
薛	任全	山東兗州府濟寧縣南四十里
莒	嬴子	山東沂州府莒州
越	姁全	會稽山陰縣
許	姜男	河南陳州府許州故許城
韓	姬侯	陝西同州府韓城縣南八里有古韓城
魏	全	河東河北縣

夫れ斯の如く天下の諸侯基列星羅、各遐邇方隅に據る。合して之を總るものは天王なり。是に於てか三公侯伯以下、九夷九采より四塞に及ぶ迄、盡く明堂に會す。故に曰く、明堂也者、明諸侯之尊卑也禮記と周禮を按ずるに、春官大宗伯は賓禮を以て邦國を親む。春見曰朝、欲其來之早也、夏見曰宗、欲其尊王也、秋見曰覲、欲其勤王也、冬見曰遇、欲其不期而偶至也、時見曰會、殷見曰同也、とあり。以て邦國都鄙を親む。且つ賑膳の禮を以て兄弟の國を親み、賀慶の禮を以て異姓の國を親み、九儀の命を以て邦國の位を正ふす。而して天子は則十二歳一たび巡狩す。若し巡狩せざれば、則六服盡く朝し、朝禮畢れば、王亦壇を爲り、諸侯を合し、以て政を命す。是を以て巡狩に代ふ。是に於てか散じて一百諸侯となり、合して有周の天下と爲り、天王之に由て天下を經し、諸侯之に由て天王に朝し、譬へば四肢百骸各異りと雖も、一に使命を頭腦に仰ぐが如く、小大盡く舉り、治具咸く張る。周室の隆運は、期して待つべきものあり。

然りと雖も、柳子厚言はずや、封建者勢也と。蓋し知言なり。抑も勢に由て建つものは、勢に由て之を

制せざれば、亦必ず勢に由て廢す。且つ余既に竊かに謂ふ。政略は器なり。器を用るは人なり。苟も操縦宜を得ざれば、其器利なりと雖も却て自ら害せん而已。是故に成康の間天下大に治まり、刑措て用ざるもの實に四十年の久しきに及ぶ。一旦成康去て昭王南征遂に還らや、蠢たる茲荆蠻、王命を用ひずして已に王公を僭し、諸侯互に相闘き、弟を以て兄を討じ、臣君を弑し、朝覲會同の禮行はれず、地方巡狩の制夙に廢壞し、堂を下て諸侯を視、血を軟て臣下と盟ふ。是に於て強弱を併せ、長少を凌ぎ、搏噬攘奪の禍遂に延て天子に及ぶ。尾大不掉、宗室益弱く、遂に春秋の初代に入る。誰か知らん周室式微の禍、遠く井田封建の利を制する能はずして、空く其弊を受くるに至らんとは。

今春秋時代に於る周室式微の近因を述るに先ち、試に昭穆以後周室興衰の一斑を説て、以て平桓の時世に及ばん。

第三節 平王以前有周の大勢

井田の法封建の制既に斯の如し。因習の久しき尾大不掉の形勢は、庚王崩じて後幾も無く昭王の時に於て始まる。蓋し此時魯の君幽公其弟濇の爲に弑せられ、濇遂に自立して魏公と爲る。而して昭王之を討する能はず。是れ周の世國君を弑して篡奪するの始にして、端なく周の頽勢を逼出し、遂に南方楚に巡狩して江上に死す。其變死たることは、左傳僖公四年に、齊侯楚子に言はしめたる語に由て徴すべし。況や呂氏春秋、帝王世紀、竹書紀年等其言ふ所殆ど相同きをや。而して楚是より強く、遂に王命を用ひずして自ら専らにするに至れり。

穆王即位するに及び、頗る心を治教に傾け、主として君牙伯冏の賢臣を登庸し、尙書史記稍や周室の威を發揚する所有りしも、彊弩の末遂に獫狁征討と爲り、祭公謀父の諫遂に容れられず、國語史記得る所僅に四百

の狼鹿、而して失ふ所は荒服者不至のことゝなれり。固より徐の偃王を平げて、一時諸侯を懾伏臣従せしめたるが如きは、掉尾一振大に力有りと雖も、共王立ち懿王後を承くに及びては、周道稍衰へ、詩人の譏笑を蒙りしは、後漢書西羌傳に、懿王之時周政衰微、獠來侵の言以て之を徵すべく、外夷の患今や漸く中國に迫るに至れり。

孝王に及び、秦國漸く頭角を顯はし、夷王に及びては、遂に諸侯の推戴に由て即位し、王室自ら立つ能はざるに至り、翻て下堂視諸侯、禮記感懃丁寧諸侯を遇し、茲に王室式微の端を發し、其大原の夷を征するに及びて、即ち知る外蕃朝せず、西戎漸く自ら專にするの結果なるを。而して楚子熊渠は益々四隣を攻略し、江漢の地概ね其有に歸し、自ら王を僭して諸親を、各地に封じ、曾て成王より楚に封せられたるも今や殆ど君臣の關係無きに至れり。

厲王に及びては、徒に利を好み、夙に榮の夷公を庸て、民を虐し苛斂を課す、芮良夫の諫容れられずして、周室瓦解の兆漸く將に熟せんとす。國語史記當時蒼生の情果して如何、詩の民勞の首章に、

王、民亦勞止、汙可小康、惠此中國、以綏四方、無縱詭隨、以謹無良、式遏寇虐、憚不畏明、柔遠能邇、以定我

と云ひ、板の首章には、

上帝板々、下民卒瘁、出話不然、爲猶不遠、靡聖管々、不實於亶、猶之未遠、是以大諫、

と云ひ、蕩の末章には、

文王曰咨、咨女殷商、人亦有言、顛沛之揭、枝葉未有害本實先撥、殷鑑不遠、在夏后之世、と有り。文王紂を嘆するの辭を借て當時周室の壞頽を嘆す、人民怨嗟の聲孰れか是より大ならん。況

や民の口を箝して誹謗を禁ずるも、民口を防ぐは水を防ぐより甚しく、其勢必ず潰裂四出、復た收拾す可らざるに至ること、豈に召公虎を待て後に知らんや。果然亂民蜂起、厲王彘に奔り、周の王統殆ど絶んとし、僅に召公虎周公の謀に由て、共和の政を行ひ、一時を繙縫するに至れり。史記左傳

國家多難の際に生れ、父王の失政に鑑み、後を承て王位に即きたる宜王は、中興の君主と稱せられ、頗る有周の威名をして赫灼たらしめたり。執政の始め、秦仲に命じ西戎を討たしめ、尹吉甫に命じて玁狁即ち北狄を討せしめ、詩の六、月の篇或は南蠻を征し、詩の次で南海を討じ、江漢而して王は自ら徐戎を征し、周室の威大に外威に輝きしは、詩の常武第三章に、

赫々業々、有嚴天子、王舒保作、匪紹匪遊、徐方繹臚、震驚徐方、如雷如霆、徐方震驚、

と有るにて知るべく、巡狩の制を復し田臘の故を興せしは、車攻吉日の篇以て見るべく、大旱に際し反省徳を修めしは、雲漢の章以て見るべし。夫れ斯の如く宜王の大業は赫々として人の耳目に存するも、然れども戎狄征討の盛なるは、適ま以て戎狄跋扈の盛なるを反証する裏面の觀點なり。況や宜王の中興は唯是れ劇薬を病餘の人に施したるが如く、一時瞑眩興奮せしむるもの有りと雖も、而して病勢は歩一步益急危を告るの觀あるは、晩年漸く政に倦み、深宮に戯れ、自ら籍田を耕さず、三十二年には自ら魯を伐て孝公を立て、遂に諸侯の不睦を致し、國後七年一旦姜戎を討ち却て敗殘を蒙り、民は大原に料へしを見れば、將士の尸を原頭に曝せしもの多きを知るべし。是に於て周室も今や殆ど麻痺して、全く總身の活動を見る能はざるに至り、幽王出るに及びて殆ど衰勢を極むるに至れり。

幽王既に立て伯陽父は首として周の興亡を論じ、國鄭桓公は禍の必ず身に及ぶを恐れて號檜の間に逃れ、一旦褒姒一たび出で、王は殆ど普通の能力を失ひ、烽火猥りに擧て諸侯信を措かず、宜臼廢せ

られて獫狁國都に迫り、驪山の下永く痴狂の名を千載の後に遺すに至れり。詩の正月第八章に、
心之憂矣、如或結之、今茲之正、胡然厲矣、燎之方揚、寧或滅之、赫々宗周、嫁媼滅之、

と有り。凡そ詩中幽王を非るもの四十餘篇、召旻、菀柳、何人斯、巷伯、谷風等或は廟堂良臣無きを嘆じ、或は王の暴逆にして刑罰當らず諸侯朝せざるを誹り、或は奸邪讒佞の徒朝に滿ちて忠良を賊するを誡め、或は風俗澆漓明道絶るを慨し、舉世滔々四分五裂の兆を呈し、疾風一たび至れば雷擊電發、翻天撼地の一大活劇を演せんとするの勢に至れり。大雨の後には必ず洪水あり。周室衰頽の隱寐亦已に甚し。焉ぞ汜濫洋溢下土を水にし、陵谷を汨し、人畜を傷け、家屋を毀るの大觀無さを得んや。(未完)

いるべんせろそと讀む(舊稿)

無名氏

皎月森嚴にして、凍光銀の如し。隣杵の聲漸く幽かに、塞鴻月明に乗じて度るあるのみ。孤然一穗の寒燈に對して、感慨轉々蕭然たり。時に徐るに、彌爾頤の「沈思の人」を繙く。悠然として、詩神に融會するの感あり』チャンニング曰く。彌爾頤の名は「崇高」といふに相等しと。蓋是過言にあらず。偉大、崇高、莊嚴、皆是彌爾頤を呼ぶと共に聯想し來る言葉に非ずや。彌爾頤は蓋滿身白熱の士なり。ローウエルの云ひけん如く、其吐露する所、盡く熱誠の詩的感慨ならぬはなし。詩歌固より然り。其論文の如きも、「あれをばぐちか」を除けば、凡て是熱誠の詩魂無韻の詩篇なり。故に其著は論文としては、政治學と云ひ、神學と云ひ、倫理學と云ひ、思想界には一顧の價値だにあらざるべし。彼の前にフイカーあり。彼の後にホツプスあり。此等の人々は、彌爾頤の思想を凌駕せること更に數等なりしなり。されば